

さあくる重要事項説明書

1. 事業者及び事業所

事業者

事業者名称	芸北福祉会
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 齋藤正守
所在地	広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀 821 番地
電話番号	0826-22-1075
FAX 番号	0826-22-1076

事業所

事業所名称	障害支援センターさあくる
指定年月日	令和2年4月1日
指定事業所番号	3413505110
所在地	広島県山県郡北広島町川小田 10075 番地5
電話番号	0826-35-0733
FAX 番号	0826-35-1616
管理者氏名	大麻 三千之

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に対し適切かつ効率的な障害福祉サービスを提供します。

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構 造	鉄筋造平屋建（耐火建築物・耐震構造）
	敷地面積	1426.78m ²
	延べ床面積	334.3m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練室（製造室）	2室	
作業室	1室	
事務室兼相談室	1室	
更衣室	1室	
便所		
食堂・静養室		

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

4. サービスを提供する職員の配置状況

職種	常勤		非常勤		常勤換算	備考
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1				
サービス管理責任者		1				
看護師			1		0.8	
機能訓練指導員			1		0.8	
職業指導員	1		1	2	3.1	
生活支援員	1			2	2.6	

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは …

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

5. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連續して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
生産活動の機会の提供	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ① パンの製造・ゴム加工下請作業・小物作り ② <工賃の支払> 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

<サービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付します。

6. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービスの料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている金額以上のご負担をいただく必要はありません。

(2) その他

- ・当事業所が実施する行事の参加費
- ・公共交通機関を利用して通所することができない利用者に対し、当事業所の送迎車を利用した時の費用
- ・その他

7. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行ううえで必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

8. 緊急時の対応

ご利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

9. 事業者によるサービス提供における留意事項

安全配慮義務 (虐待防止)	利用者の生命、身体、財産の安全確保のため、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催します。その結果について周知徹底を図り、研修会を定期的に開催し、そのための担当者を置きます。
衛生管理	従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うため、委員会を定期的に開催します。感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施し、そのための担当者を置きます。
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等重要事項を掲示し、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにします。
秘密保持	正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。
情報提供	当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしません。
ハラスメント防止	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
事業継続計画の策定	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

10. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

サービスに関する相談や苦情等については、下記の窓口で対応します。

事業所受付窓口	電話番号	0826-35-0733
	FAX 番号	0826-35-1616

	受付担当	大麻 三千之
	対応時間帯	8:30 ~ 17:15

公的機関苦情窓口

北広島町役場福祉課	所在地	広島県山県郡北広島町有田 1234
	電話番号	050-5812-1851
	FAX 番号	0826-72-5242
	対応時間帯	8:30 ~ 17:15
広島県社会福祉協議会	所在地	広島市南区比治山本町 12-2
	電話番号	082-254-3419
	FAX 番号	082-569-6161
	対応時間帯	8:30 ~ 17:00

11. 協力医療機関

医療機関の名称	北広島町雄鹿原診療所
所 在 地	山県郡北広島町荒神原 200 番地
電話番号	0826-35-0230
診 療 科	内科

12. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設へ持ち込まないようお願いします。

「重要事項・サービス内容説明書」に基づいて、障害者支援センターさあくるサービス管理責任者から説明を受けたことを確認いたしました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

上記代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

続 柄 _____